



医療措置協定について

神奈川県 健康医療局保健医療部
健康危機・感染症対策課 新興感染症対策グループ
令和8年10月17日

1、制度の背景

新型コロナウイルス感染症対応時の課題

「感染症病床だけでは受入れ切れなかった」

「医療体制が十分に確保できなかった」

「自宅や宿泊療養施設での療養が必要なケースが急激に増大する中、
自宅等で症状が悪化して亡くなる方がいた」

≫≫ **自宅等での健康観察や訪問診療等の必要性が増加**

感染症法の改正 （令和4年12月改正、令和6年4月施行）

令和6年度～

「医療措置協定」という仕組みが法定化

(参考) 医療提供体制の拡大のイメージ



2、協定締結によるご依頼事項

▶ 発生・まん延時における対応

流行初期期間経過後

(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)



自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置 (自宅療養者への健康観察、療養上の管理及びその療養に伴う看護等)

協定を締結し、第二種協定指定医療機関として県知事から指定を受けると、
新興感染症の発生・まん延時に実施する当該医療について、

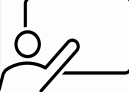
公費負担医療の対象になります

このための平時からの備えとしてお願いすること

2、協定締結によるご依頼事項

▶ 平時からの備え

年1回以上、 研修・訓練の参加と対応の流れの点検

 ※県では、研修・訓練を主催します。
こちらにご参加いただくことで上記要件を満たします。

・研修では、**感染症対応に役立つ講義**のほか、**個人防護具着脱等実技演習**も行います。

・訓練では、情報伝達訓練を行い、**有事の対応を点検**いただいております。



個人防護具の備蓄

(2か月分の使用量を目安)

サージカルマスク N95マスク 非滅菌手袋
アイソレーションガウン フェイスシールド



協定に基づく措置の 実施状況等の報告

3、協定締結状況

【 訪問看護事業所 】

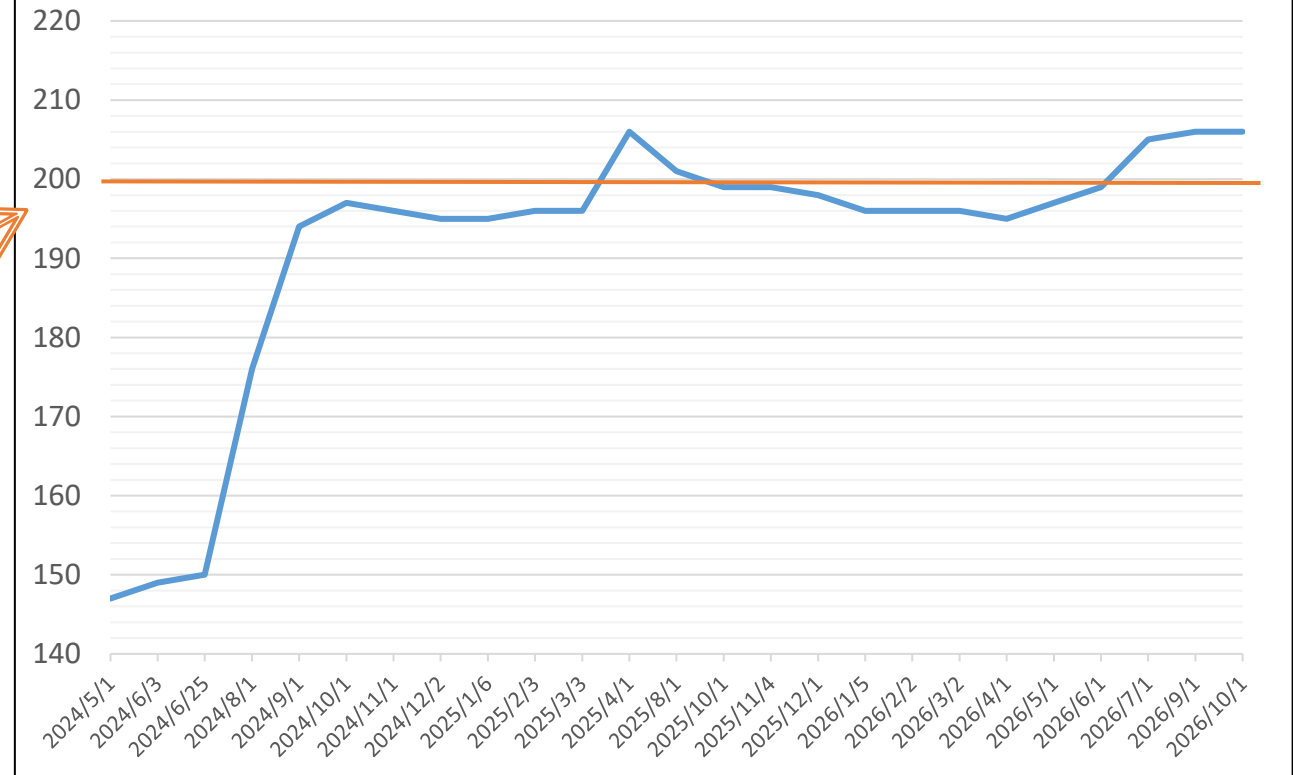
令和8年10月現在

協定締結事業所数

206機関

目標値 200事業所

医療措置協定締結数



4、連絡・問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部

健康危機・感染症対策課

問合せフォーム



気になる点はお気軽にご相談ください

新興感染症対策グループ担当直通電話番号

045-210-4615



締結の締結にご理解とご協力をお願いします

皆さまとご一緒に、
感染症に強い神奈川県を目指して